

付属資料

事業案内

次世代育成支援行動計画の事業のうち、計画事業や区民の皆さんに密接な事業を中心に紹介します。
 平成17年度から21年度までの5年間で取り組む事業ですので、まだ実施していない事業や、施設によっては実施していない事業もあります。
 区では、行動計画の達成に向けて全力をあげて取り組みます。
 区民の皆さんや、事業者の皆さんも、一緒に子どもと子育て家庭を応援してください。

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
----	------	------	------	-----	-------

I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

情報が欲しい	子どもと子育てに関する情報の一元的な発信	ホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。			
相談したい	子ども家庭支援センターの整備 子育てに関する総合相談窓口				
	地域における子育て相談(保健相談所)	保健師、管理栄養士などが相談を受けます。			
仲間を作りたい 子どもと一緒に遊びたい	地域における子ども相談・子育て相談	●児童館 児童指導の職員が相談を受けます。	●保育園 園長・栄養士・看護師などが相談を受けます。(0～5歳)	●幼稚園 園長などが相談を受けます。(0～5歳)	●練馬女性センター 乳幼児保育業務の経験者が相談を受けます。(0～5歳)
	子育てのひろば	乳幼児と親同士が自由に交流する場を設置します。			
	児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進	児童館、地区区民館、厚生文化会館、保健相談所で行います。			
子育ての手助けがしたい	保育園・幼稚園における子育て家庭の交流の促進	園庭開放や行事を通して交流を行います。保育園では、「ふれあい給食」も行います。			
	ファミリーサポートセンター事業	区民同士の助け合いで子育てを支援します。			
預かってもらいたい	保護者が働いているので預かってもらいたい	保育所待機児童の解消	●保育園 認可保育園で保育を行います。 ●保育室 区が認定した小規模な保育施設で保育を行います。 ●認定保育所 都が認証した保育施設で、保育を行います。 ●家庭福祉員、駅型グループ保育室 区が認定した家庭福祉員の自宅またはグループ保育室で、3歳未満児までの保育を行います。		
	私立幼稚園預かり保育事業	私立幼稚園で保育園の入園要件に該当する在園児童を対象に、保育園と同じ時間の保育を行います。			
	学童クラブ事業	放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。小学校1年生～3年生(障害のある児童は6年生まで)			
	放課後児童等の広場事業(放課後児童の広場)	地域の団体が、放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。			
	延長保育	開所時間の延長と、実施園を拡大します。			
	休日保育、年末保育	保育園に通っている児童を対象に、拠点方式により日曜・休日、年末に保育を行います。			
	病後児保育	保育園などに通っている児童を、病気の回復期で集団生活が困難な期間に、一時的に預かります。			
	一時保育	保護者が冠婚葬祭や育児疲れのリフレッシュをする時などに、保育施設で預かります。			
	緊急一時保育	保護者が出産、疾病等で養育できない時に、緊急一時保育員の自宅や保育施設で預かります。			
	一時的に預かってもらいたい	ショートステイ	(18歳未満までの施設もあります) 保護者が病気などで養育できない時に、施設で預かります。		

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
	一時的に預かってもらいたい	トワイライトステイ (18歳未満までの施設もあります)			保護者が仕事などで平日の夜間に養育できない時に、施設で預かります。
		乳幼児一時預かり事業 子ども家庭支援センターで一時的に乳幼児を預かります。			
		魅力ある児童館活動の展開、地区区民館・厚生文化会館の児童館事業			
		児童館1館をモデル館とし、中高生の居場所づくりを検討・実施します。			中学生・高校生の需要に応える事業の実施
遊びたい	放課後の校庭や和室、図書室等の使用可能な学校施設で、地域の方々が、児童の遊び、学び、読書等の居場所を提供するなど、地域人材の活用と学校施設の有効活用を推進します。	学校応援団推進事業			
	地域の団体などが幼・小学生を対象に様々な講座を行います。	ねりま遊遊スクール(子どもの居場所づくり)事業			
	区民が主体となって、子どものスポーツ体験活動の充実や世代間の交流を促進し、子どもの多様なスポーツニーズに応えます。	総合型地域スポーツクラブ(SSC)の育成			
いろんな事業に参画したい	区政等への参画の意識を高める契機とします。また、子どもたちの意見や要望を、区が聴く機会とします。	練馬子ども議会			
	子どものニーズが反映された児童館になるために設置し、意見を聴きます。	児童館子どもスタッフの設置			
		中学生自らが小学生を対象に、講座の企画・運営をします。			ねりま遊遊スクール(子どもによる講座づくり)事業
経済的な支援が欲しい		児童手当の支給		小学校3年生までの児童を養育する保護者に手当を支給します。所得制限があります。	
		乳幼児医療費の助成		小学校就学前の児童を対象に健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額を助成します。	
	経済的理由により児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学用品・給食費等の援助を行います。	就学援助費の支給			
	保護者の経費負担を軽減するため、入園料や保育料の補助を行います。	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給			

II 子どもと親の健康づくりを応援します

健康を チェックして もらいたい	妊娠届、母子健康手帳交付	妊娠届出時に、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査受診票、パンフレット等が入った「母と子の保健バッグ」を差し上げます。
	乳幼児健診	生後4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健診を行います。
	幼児歯科健診	1歳6か月、3歳児の口腔診査および保健指導を行います。
	保育園児、幼稚園児の健康診断	通園している園で健診を行います。
	児童生徒の健康診断	通学している学校で健診を行います。
健康に 育てたい	両親学級(パパとママの準備教室)・母親学級	父親・母親になる方を対象に、出産・育児等に関する講習を行います。
	妊産婦訪問、産後相談	妊産婦に健康状態、生活環境、疾病予防等の訪問指導を行います。また、4か月児健診時に産後相談を行います。
	低体重児・新生児・乳幼児訪問	発育・栄養等育児上の重要な事項について、訪問による保健指導を行います。
	育児栄養相談	乳幼児の発育発達、栄養・保育について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を受けます。児童館や子育てのひろばでの出張相談も行います。
	育児交流会(グループミーティング)	育児の不安や悩みを抱える親を対象に交流を図ります。
	1歳6か月児健診時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨	麻しん(はしか)の発生予防に努めます。
	新病院整備事業	救急医療、高度医療、小児医療等の機能を持つ順天堂大学医学部附属練馬病院の整備を進めます。
病気が心配	平日、土曜日に15歳以下の小児を対象に実施します。	練馬区夜間救急子どもクリニック事業

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
	日曜日、祝日、年末・年始の救急患者を対象に実施します。 休日急患診療(医科、歯科)				
思春期になって心配	ひきこもり等の問題を抱える方やその家族を対象に、精神科医による個別相談やグループミーティングを行います。				思春期・ひきこもり相談
					心のふれあい相談員 (再掲)
					(再掲) スクールカウンセラー

Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

学校ではどんな教育をしてくれるの	学習内容の確実な定着と向上を図ります。		学力向上事業
	基礎学力向上と個性に応じたきめ細かな指導を行います。		少人数指導等
	望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能、主体的に進路を選択する力などを育てる教育を行います。	キャリア教育	
	自己実現を目指す教育内容の工夫を行い、個に応じた指導等の充実を図ります。	個を尊重する価値観の育成	
	保護者や地域の方々意見を学校経営に活かし、開かれた学校づくりを実現します。	学校評議員制度	
学校でうまくやれているから	心理専門職員、教職経験者、精神科医が相談を受けます。	教育相談	
	不登校児童・生徒に居場所を提供し、相談を通じて心の安定を図るとともに、指導により学校への復帰を支援します。	適応指導教室	
	児童の相談相手として、心のふれあい相談員を配置し、児童のストレスを和らげ、ゆとりをもって学校生活を送ることができるように支援します。	心のふれあい相談員	
	中学生へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。		スクールカウンセラー
家庭での教育はどうすればいいの	幼稚園、小学校(低学年・中学年・高学年)、中学校用の手引書を作成、配付します。	家庭教育手引書の発行	
	家庭や地域での子どもの教育について、PTAなどの団体に講座の企画・運営を委託し、学習機会を提供します。	子育て学習委託講座	
地域で活動したい			学校応援団推進事業 (再掲)
	(再掲)	ねりま遊遊スクール(子どもの居場所づくり)事業	
	(再掲)	総合型地域スポーツクラブ(SSC)の育成	
	地域の方々、青少年の健全育成と非行防止、環境浄化のために、様々な活動を行います。		青少年委員活動、青少年育成地区委員会活動
幼稚園に通わせたい	(再掲)	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給	

Ⅳ 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

子育てしやすいまちを作って	歩道のバリアフリー化		安心して外出ができるように歩道のバリアフリー化を行います。
	駅のバリアフリー化		鉄道事業者等が実施する駅のエレベーターや「だれでもトイレ」の設置など、バリアフリー化工事に要する経費の一部を助成します。
	公園へのだれでもトイレの設置		公園内に障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置します。
安全で安心できるまちにしたい	区立小学校の4年生以上に自転車運転のルール・マナーを教え、自転車安全運転カードを発行します。		「自転車運転免許制度」
	防犯情報の収集・提供		犯罪情報、不審者情報をホームページに掲載します。また、希望する区民にはメール配信をします。
	保護者や地域住民の方々、ボランティアとして授業時間中の児童の安全を高めるとともに、児童との交流を進めます。		学校安全安心ボランティア事業
	地域パトロール体制の充実		安全・安心パトロールカーの貸出、パトロール用品の支給など、地域で行われる各種パトロール活動を支援します。

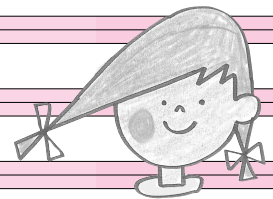
場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
安全で安心 できるまち にしたい	園児・児童・生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、警察署などと連携してセーフティ教室を実施します。不審者の学校侵入に対応するため通報避難訓練を行います。			セーフティ教室・「学校110番」通報避難訓練	
	通学路等で児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、「駆け込むことのできる」場所を区民の協力を得て確保します。			児童・生徒の地域における緊急避難所の設置	

V 子育てと仕事の両立を応援します

子育て しやすい 就業環境を つくって	男女共同参画に関する啓発行事等	講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的な性別役割分担意識の解消を促します。
	「ねりま産業情報(べがさず)」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。
	男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。
	就職・再就職のための情報提供	子育てで退職した女性等に、就職・再就職に必要な情報の収集、提供等を行います。
	起業家支援のための講座	多様な働き方のひとつとして、創業に必要な知識、技術の習得のための講座を開催します。

VI 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します

虐待じゃ ないかしら	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	虐待通報や相談を受けます。	
	その他の機関における児童虐待に関する相談	(総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)	
子どもを 虐待して しまいそう	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	ひとりで悩まないで、何でも相談して下さい。	
	その他の機関における児童虐待に関する相談	(総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)	
ひとり親 家庭です	母子自立支援・婦人相談員または面接員が、生活全般の相談を受けます。	ひとり親家庭の各種相談	
	母子家庭の母の能力開発を支援します。	母子家庭就労支援事業	
	各種資金の貸し付けを行い、経済的自立、生活の安定を図ります。	各種資金の貸付	
	手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。所得制限があります。	児童扶養手当の支給、児童育成手当(育成手当)の支給	
	医療証を交付し、医療費の助成を行います。所得制限があります。	ひとり親家庭等医療費の助成	
	ホームヘルパーを派遣し、育児や食事の世話など生活を援助します。所得に応じた費用負担があります。	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	
子どもに 障害が あります	専門医が相談を受けます。	発達相談	
	(再掲)	教育相談	
		障害児の早期療育	必要な指導訓練を行うことにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ります。
	「特別支援教育」への移行に向けて、検討委員会を設置し、移行に向けた準備を行います。	特別支援教育への移行	
	身の回りのことがおむねできる幼児について、幼稚園で保育を行います。	幼稚園における障害児教育	
	中・軽度の障害のある幼児について、保育園で保育を行います。	障害児保育	
		学童クラブでの障害児の受入れ等	
	保護者に手当を支給します。所得制限があります。	特別児童扶養手当の支給、児童育成手当(障害手当)の支給	
	日常生活の安定を図るために、家事・介護を行うホームヘルパーが利用できるよう支援します。所得に応じた費用負担があります。	ホームヘルプ事業	



練馬区次世代育成支援対策協議会設置要綱

平成 16 年 3 月 29 日
練児子発第 1101 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づいて策定する練馬区次世代育成支援行動計画に、区民および識見を有する者の意見を反映させるために、練馬区次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、平成 16 年度に策定する練馬区次世代育成支援行動計画についての意見をまとめ区長に提出する。

(構成)

第 3 条 協議会委員は、つぎに掲げる者および団体の代表者で構成され、区長が委嘱または任命する。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 公募区民 | 9 人以内 |
| (2) 地域住民組織・事業主 | 6 人以内 |
| (3) 学識経験者 | 2 人以内 |
| (4) 保健・福祉・教育関係者 | 10 人以内 |
| (5) 行政職員 | 3 人以内 |

2 協議会に、座長および副座長を置き、協議会委員の互選により定める。

3 座長は、協議会の会議を主宰し、協議会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 協議会委員の任期は、委嘱または任命の日からその年度の末日までとする。

(会議)

第 5 条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、別表 1 に規定する職にある者とする。

3 幹事は、協議会の所掌事項について、協議会委員を補佐する。

(公開)

第 7 条 協議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、児童青少年部子育て支援課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

人権・男女共同参画課長、予防課長、子育て支援課長、青少年課長、都市計画課長、学校教育部庶務課長

練馬区次世代育成支援対策協議会 委員名簿

(構成区分別・50音順、敬称略)

(1) 公募区民

No.	氏名	選出区分	住所等
1	伊藤 眞 弓	公 募	光が丘
2	金子 待 子	公 募	大泉学園町
3	川端 法 子	公 募	豊玉中
4	木原 勇	公 募	東大泉
5	佐藤 英 雄	公 募	石神井台
6	竹岡 麻 里	公 募	田柄
7	千葉 勝 恵	公 募	立野町
8	三崎 修	公 募	南田中

(2) 地域住民組織・事業主

1	上野 定 雄	練馬区町会連合会	田柄
2	緒方 巧	東京商工会議所練馬支部	豊玉北
3	小泉 雅 博	練馬区立中学校PTA連合協議会	練馬
4	角 徳 浩	社団法人 練馬産業連合会	桜台
5	辻田 雅 寛	練馬区小学校PTA連合協議会	中村

(3) 学識経験者

1	副座長 小澤 道 子	学識経験者(聖路加看護大学教授)	関町北
2	座長 広岡 守 穂	学識経験者(中央大学教授)	北町

(4) 保健・福祉・教育関係者

1	遠藤 浪 江	練馬区立中学校長会	大泉学園町
2	佐伯 幸 子	練馬区青少年育成地区委員会会長会	大泉学園町
3	佐々木 晶 子	練馬区社会福祉協議会	中村
4	高須 英 利	練馬区立小学校長会	小竹町
5	高橋 八 映	練馬区私立保育園協会	豊玉南
6	田中 泰 行	練馬区私立幼稚園協会	向山
7	玉置 方 里	練馬区民生委員児童委員協議会	石神井町
8	浜野 真 理	社団法人 練馬区医師会	田柄
9	若生 二三子	練馬区母子寡婦福祉連合会	光が丘

(5) 行政職員

1	滝川 重 美	練馬警察署	豊玉北
---	--------	-------	-----

練馬区次世代育成支援対策協議会検討経過

第1回

1 日 時 平成 16 年 6 月 12 日（土）午後 2 時から午後 4 時 40 分

2 場 所 練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室

3 議 題

- (1) 委員委嘱
- (2) 区長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 座長および副座長選出
- (5) 会議の運営について
- (6) 協議会設置の趣旨説明について
 - ①次世代育成支援対策推進法について
 - ②行動計画策定指針について
 - ③練馬区次世代育成支援行動計画策定に係る基本方針について
 - ④練馬区次世代育成支援対策協議会設置要綱について
- (7) 今後のスケジュールについて
- (8) 長期総合計画等について
- (9) 練馬区子ども家庭支援計画達成状況について
- (10) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査について
- (11) その他

4 配付資料

- 資料 1 練馬区次世代育成支援対策協議会 委員名簿
- 資料 2 次世代育成支援対策推進法
- 資料 3 行動計画策定指針＜概要＞
- 資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係る基本方針
- 資料 5 練馬区次世代育成支援対策協議会設置要綱
- 資料 6 練馬区次世代育成支援対策協議会開催スケジュール（案）
- 資料 7 練馬区長期総合計画 [概要版]
- 資料 8 練馬区都市計画マスタープラン全体構想（概要版）
- 資料 9 練馬区子ども家庭支援計画
- 資料 10 練馬区子ども家庭支援計画達成状況
- 資料 11 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書
＜概要版＞

第2回

1 日 時 平成 16 年 6 月 30 日（水）午後 6 時から午後 8 時 53 分

2 場 所 練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室

3 議 題

- (1) 会議記録の確認
- (2) ホームページについて
- (3) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査結果について
- (4) 意見交換

- (5) 少子化社会対策大綱について
- (6) その他

4 配付資料

- 資料1 第1回練馬区次世代育成支援対策協議会会議記録
- 資料2 特別支援教育に関する資料（都教育委員会作成）
- 資料3 練馬区次世代育成支援行動計画ホームページ抜粋
- 資料4 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書
- 資料5 次世代育成支援行動計画策定に係る意見（集約）
- 資料6 次世代育成支援行動計画策定に係る意見（全文）
- 資料7 行動計画策定指針の体系
- 資料8 少子化社会対策大綱について（要約）
- 資料9 少子化社会対策大綱（全文）

第3回

- 1 日 時 平成16年8月5日（木）午後6時から午後8時40分
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 議 題

- (1) 会議記録について
- (2) 意見交換
- (3) その他

4 配付資料

- 資料1 第2回練馬区次世代育成支援対策協議会会議記録
- 資料2 次世代育成支援行動計画策定に係る意見（全文）
- 資料3 次世代育成支援行動計画策定に係る意見（集約）

第4回

- 1 日 時 平成16年9月2日（木）午後6時から午後9時14分
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 議 題

- (1) 会議記録について
- (2) 意見交換
- (3) 論点整理
- (4) 報告事項
 - ①新行政行革プラン
 - ②区立施設委託化・民営化実施計画（案）
 - ③次世代育成支援行動計画策定に係る区民からの意見
- (5) その他

4 配付資料

- 資料1 第3回練馬区次世代育成支援対策協議会会議記録
- 資料2 次世代育成支援行動計画策定に係る意見（追加）
- 資料3 次世代育成支援行動計画策定のための論点整理
- 資料4 次世代育成支援行動計画策定に係る意見（全体集約）
- 資料5 新行政行革プラン

資料6 区立施設委託化・民営化実施計画（案）

資料7 次世代育成支援行動計画策定に係る区民からの意見（集約）

第5回

1 日 時 平成16年12月8日（水）午後6時から午後8時20分

2 場 所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 議 題

(1) 練馬区次世代育成支援行動計画素案（案）について

(2) 報告事項

①今後のスケジュールについて

(3) その他

4 配付資料

資料1 練馬区次世代育成支援行動計画素案（案）

資料2 練馬区次世代育成支援行動計画素案（案）概要版

資料3 「練馬区次世代育成支援行動計画策定のための論点整理」の計画素案への反映状況について

第6回

1 日 時 平成17年2月23日（水）午後6時から

2 場 所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 議 題

(1) 次世代育成支援行動計画（案）について

(2) 次世代育成支援行動計画推進協議会について

(3) その他

4 配付資料

資料1 次世代育成支援行動計画 素案と計画の対照表

資料2 練馬区次世代育成支援行動計画 事業とライフステージ

資料3 行動計画素案に対する対策協議会の意見と区の考え

資料4 行動計画素案に対するパブリックコメント制度による意見と区の考え

平成 16 年 11 月 24 日

練馬区長 志 村 豊志郎 様

練馬区次世代育成支援対策協議会
座長 広 岡 守 穂

練馬区次世代育成支援行動計画策定についての意見

練馬区次世代育成支援対策協議会は、平成 16 年 6 月 12 日に開催した第 1 回会議から 9 月 2 日に開催した第 4 回会議にわたって、練馬区が策定する次世代育成支援行動計画のあり方について集中的に議論を重ねてきました。

会議の開催にあたっては、事前に各委員から意見シートを提出していただくことにより、効率的な議論を進めてきました。さらに、10 月 14 日には自主的な会議を開催して議論の調整を図りました。

これらの結果として、練馬区が次世代育成支援行動計画を策定するにあたっての論点を別紙のとおり整理しましたので、この内容に十分留意されるようお願いいたします。

なお、各委員から提出された意見を添付いたしますので、可能な限り行動計画に反映されますよう、あわせてお願いいたします。

平成 16 年 11 月 24 日
練馬区次世代育成支援対策協議会

練馬区次世代育成支援行動計画 策定のための論点整理

0-1 計画のあり方

子育ての基盤である家庭が豊かであることが豊かな子育て環境の前提であり、親世代が安心して暮らすことのできる支援策の充実が基本である。

そのうえで、次代を担うすべての子どもたちが、人間としての尊厳を持って健やかに生まれ育ち、自立することのできる練馬区を、行政だけではなく区民の力を結集して築いていくことが、次世代育成支援行動計画の目的である。

1 地域における子育ての支援

1-1 子どもの視点と大人の視点

①子どもの視点を大切にする

練馬区の次世代育成支援は、すべての区民が、子どもの最善の利益を優先して考えることから始まる。施策を実施するにあたっては、子どもの思い、子どもの視点を大切にし、その施策が子どもにとって良いことなのかどうかを、十分に検討することが必要である。

②大人の視点も大切にする

練馬区の次世代育成支援は、親が子育てに主体的に関わることができるようにするための支援であって、親の主体性を尊重したうえでの区民同士の協働、区民と区との協働を進めることが大切である。

また、婚姻関係にある男女が子どもを産む、産まないの自由裁量を保障され、「子どもを産みたい、育てたい」という気持ちになれるような環境づくりが大切である。

そして何よりも、大人が、自分自身の人生を充実していると感じることができるようにすることが必要である。

1-2 母の孤立

①母親の負担感と疎外感を解消する

今の母親は、子育てを自分ひとりで背負う負担感が大きいだけでなく、社会からの疎外感を強く感じている。この疎外感が不安感につながり、子どもを生き育てる喜びが半減し、子どもを生むことに後ずさりしてしまう。母親が孤立することのないように、また、人生に対する希望を失うことがないように、母親が困ったときにいつでも手を差し伸べあい、安心して子育てができるような人づくり・まちづくりが必要である。

②在宅で育児する母親と働いている母親への支援を充実する

核家族化が進み、孤立感の強い在宅で育児をする母親への支援が立ち遅れている。在宅育児への支援策を拡充する必要がある。また、働いている母親も孤立している。育児に必要な息抜きができたり、母親同士の交流ができたり、子どもを連れて社会参加ができるなど、孤立しがちな母親を支え合う仕組みを築いていくことが必要である。

1-3 父親の子育て参加

①父親が子育てに参加することの大切さを見直す

父親が子育てに参加することが必要だということを訴えていくことによって、働き方の見直しを含めて父親自身と企業の意識を変革することが大切である。また、「親父の会」のような父親が子どもに関わっていく仕組みを広げていくことなどによって、地域の理解を深めていくことも必要である。

②父親が子育てに参加する場をつくる

父親が子育てに参加する場所や機会をつくる必要がある。図書館や校庭開放などを父親が仕事から帰ってから子どもと利用できたり、土日に父親と子どもが参加できる行事を行うなど、父親が子育てに参加しやすい場づくりを進める必要がある。

1-4 地域の子育て力の強化、居場所づくり

①地域の子育て力を強化する

「子育てを地域で支えていく」という意識を住民や事業主が持つようにしていくことが大切である。また、個々に立ち上がっている子育て支援グループのネットワークを築いて、交流と連携による拡充を図っていく必要がある。

②多様な子どもの居場所を地域につくる

子どもにとって、地域の中に多様な居場所が必要である。公共施設を有効活用して多様な居場所を提供するとともに、その施設の職員が子どもを受け入れる姿勢を持つことが大切である。

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

2-1 支援体制の質と量の確保

①安心して子どもを産み、育てることのできる支援体制を築く

20代の女性に子どもを産み育てたいという意識が高まっている。良いチャンスであるので、妊娠期からバックアップするなど、どの産婦も安心して産める体制、産んでよかったといわれる環境整備を急ぐ必要がある。そのための重要な役割を担っている保健師の質の向上と増員が必要である。

2-2 総合的な情報提供

①子育て中の親が必要な情報を入手しやすい仕組みをつくる

行動範囲が限られがちな乳幼児を子育て中の親が、必要なときに必要な情報を入手することができるように、インターネットや印刷物による情報提供や徒歩圏内への情報相談窓口の設置などが必要である。情報提供に際しては、区の施策だけでなく、民間や区外を含め、子育て中の親が必要とする情報を提供することが大切である。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

3-1 次代の親育て(体験学習等)

①親になることのすばらしさを学ぶ

子どもたちが、自分が育てられているときに育てることを学び、親になることのすばらしさを体得することが大切である。また、体験学習などによって「人と人との関わり」を学び、自分のことだけでなく、地域など全体を見られるような親世代を育てることが大切である。

3-2 子ども自らが未来を考える仕組づくり

①主役である子どもが考える

次世代育成支援は、子どもたちの未来に関わる事柄であるにもかかわらず、当事者である子どもたちには情報が届いていない。次代を担う子どもたちが、自分たちの未来は自分たちで考えるという力を身につけることが大切である。また、そのことが子どもたちの健やかな成長につながるはずである。

3-3 生きる力をつける

①大人と出会う機会をつくる

地域や家庭から働く場が遊離し、子どもたちがさまざまな立場の大人と出会う機会が少なくなったことによって、子どもたちの成長期に多様な価値観に触れる機会が減少している。このため、子どもたちが他人のことを思いやる力や社会公共のことがらに関心を持つ力が弱くなっている。子どもたちが異なる世代のさまざまな立場の大人と出会う機会をつくるため、地域の力を活用して、ボランティア活動、職場体験など生きる力を養う教育を進めることが必要である。

②自然と触れ合う機会をつくる

都市化の進行や生活様式の変化などによって、子どもたちが野外で活動し自然に触れる機会が減少している。このため、子どもたちが自ら考える力や逞しく生きる力が弱くなっており、自然に触れ合う機会をつくることが大切である。そのためには、地域の力を活用して、子どもたちの自然体験、野外体験、宿泊体験など五感に訴える教育を進めることが必要である。

4 子育てを支援する生活環境の整備

4-1 良質・安全・バリアフリーのまちづくり

①子どもと子育て家庭にやさしい公共空間をつくる

子どもや子育て家庭にやさしい道路や駅などの公共施設の整備を進めることが大切である。また、車のための道路だけではなく歩道や自転車道を整備するとともに、立ち話ができる安全な路地、小さな広場など休憩スポットを確保するなど地域住民の結びつきにつながるまちづくりを進めることが必要である。

②子育てしやすい居住環境を確保する

子育て中の世帯が孤立しないように、親の世帯との同居、親の世帯の近くへの居住が可能となるような施策や世代交流のできる集合住宅が望まれる。また、緑被率の減少を抑えるなど自然環境との調和に配慮することが大切である。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

5-1 男女共同参画（意識の変革）

①働き方の見直しを進める

父親と母親が、共に十分に子育てに関われるような社会にしていくべきである。また、働いている世代が地域活動に関心を持ち、かつ、地域活動に参加できる社会であるべきである。そのために、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスの取れた生き方ができるよう国等に働きかける必要がある。また、子育て家庭の働き方の改善に社会全体で取り組む必要がある。

育児休業など制度があっても、利用できない現状を変える必要がある。制度を普及させるためには、企業への補助など国の支援や自治体の働きかけが必要である。

女性にとって育児と仕事の両立ができるように、出産後子育てしながら仕事をしたいなどと願う親を対象とした職業能力開発講座や仕事のあっせんを実施する必要がある。在宅勤務や変形労働の普及も必要である。

②区役を果たす

自治体は事業主のお手本として、男女共同参画に積極的に取り組む姿勢を示す必要がある。事業主や従業員の意識を変え、事業所での取り組みを促進するために、区として情報提供や啓発活動に力を入れる必要がある。また、多種多様な働き方に対応して、子どもの視点に立ちながら保育園、幼稚園、学童クラブが多種多様な預かり方をする必要がある。

5-2 地域の子育て力と事業所との連携

働きながら子どもを育てる人たちを支援するために、地域の子育て力と事業者・職場との連携を進めていく必要がある。

6 子ども等の安全の確保

6-1 地域の連携を強化する

①地域の子どもは地域で守る

昼間の住宅地に人目がどんどんなくなっている。犯罪や事故の危険性の心配なしに安心して子育てができ、子どもを外で遊ばせることができる地域社会にすることが大切である。そのためには、住民一人ひとりが、自分たちの地域は自分たちで守る、自分たちの子どもは自分たちで守るという意識を持つことが必要である。そして、区民それぞれが、自分ができることをやる、できないところを誰かをお願いするという関係ができることがのぞまれる。また、よその子どもでも注意できる風潮をつくっていくことも必要がある。

6-2 子ども力、親の力を高める

子どもが、命について、家族・友達など人との関わりについて考えることをとおして、自分を大切にできる心、家族・友達を大切にできる心を育てていくことが必要である。そのうえで、交通安全、防犯などについて教育し、子どもが自分を守る力を身につけるようにすべきである。

また、子どもの親は、「わが子の命は親が守る。」という視点を持つことが必要である。

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

7-1 児童虐待防止対策の充実

①地域の力を強化する

児童虐待の予防と早期発見のためには、地域でお互いに助け合い、見守り合う力を高める必要がある。子育ての悩みを気軽に相談できる子育て経験者のグループづくりや父親の参加などによって地域のつながりを強化する取組も必要である。このようないわゆる地域のネットワークづくりを行政が応援することが大切である。

②子どもに関わる機関が適切に対応する

子どもに関わる機関の組織的な対応と連携が必要である。とりわけ児童虐待防止法の改正によって通報の窓口として位置づけられた子ども家庭支援センターが適切な対応ができるように、機能を充実することが必要である。

また、児童虐待防止において、いちばん大切なのは早期発見であり、このために区民への周知徹底

に力を入れる必要がある。さらに、虐待を受けた子どもが親のもとに帰ってきたときのケアや親の自立を支援するシステムを築いていくことも必要である。

7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

①母子家庭の自立を支援する

収入が不安定になりがちな母子家庭の経済的な自立を支援するために、就労支援策を充実させる必要がある。就労の場を充実させるために、行政が中小企業を支援することも必要である。

②父子家庭の自立を支援する

父子家庭では仕事と育児がのしかかり困難に陥っている例が多く、家事援助などの生活支援が必要である。また、子どもの保育、教育、生活相談に加えて働き方の見直しなど父子家庭問題に総合的に取り組むことが必要である。

7-3 障害児施策の充実

①障害児の自立を支援する

障害者への支援にあたっては、教育、福祉、保健・医療、労働の緊密な連携が必要である。

また、障害児の自立就労に向けて学校卒業後のシステムづくりに取り組む親たちを行政が支える必要がある。

②家族を支援する

親と兄弟姉妹へのサポートも必要である。

精神的に自分自身を追い込んでしまいがちな障害児を持つ親のレスパイトケア（一時的な休息のための援助）を考えていかなければならない。障害児の兄弟姉妹は自分が親に愛されていないのではないかと思ってしまうことがある。兄弟姉妹へのケアも必要である。

③地域の理解を深める

障害についての理解を深めていくことが、子どもの中でも一般社会でも必要である。

「子どもを大事にしよう」という気持ちで一緒に話し合い、行動することによって、お互いにわかり合っていくことも必要である。

地域に障害を持つ子どもがいることをみんなが理解することが大切であり、地域の幼稚園や保育園で共に育っていくことができるようにすることが大切である。

発達障害を含め障害を持った児童の教育の充実については、社会全体で行わなければ意味をなさない。特別支援教育の実施を見据えて地域社会全体で取り組んでいくことが必要である。

さらに、成人した障害者に接する機会が少ないため、彼らに対する理解が低い。障害者が社会の一員として自立できるようにしていくことが必要である。

以上

論点整理に添付した各委員の意見

次世代育成支援行動計画策定に係る意見

平成 16 年 11 月 24 日

1. 地域における子育ての支援
ア. 地域における子育て支援サービスの充実
(ア) 児童及びその保護者又は、その他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
母親が病気の時の居宅での育児・家事支援の実施
養育上の不安を抱える家庭に対する訪問指導の実施
ファミリーサポート事業の充実
○ 児童館や広場での実施
○ 時間およびサービス内容の充実
乳幼児の一時預かり事業の充実
ベビーシッター制度の導入
乳幼児の家庭を訪問し、子育て相談等を行う子育てサポートスタッフの育成
(イ) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
学童クラブの充実
○ 地域ニーズに合わせた増設
○ 適切な人数での運営
○ 保育時間の延長
○ 6年生までの受入れ（夏休みだけでも希望者の受入れを）
○ 施設内外環境の整備
○ 学童クラブOB、OGの活用
○ NPOによる小規模学童クラブの設立
ショートステイ事業の推進
トワイライトステイ事業の推進
病児保育、病後児保育の実施
緊急保育の実施
一時保育の実施
○ 保育園での実施
○ 広場事業、子ども家庭支援センター広場での実施
(ウ) 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
保護者同士の交流や保護者からの相談に応じ情報提供、助言を行う事業の充実
○ つどいの広場事業の見直しと増設
○ 児童館、幼稚園、小学校に幼児の遊び場の設置
○ 同年代の親子が交流できる場の設置および子育て相談のできる場の設置と人の配置
○ 保育所、幼稚園、学童クラブ、児童館での育児支援
○ 緊急の場合や必要なときに預けられる施設も併設する施設の検討
○ 地域子育て支援の拠点作り（つどいのひろば、子ども家庭支援センター、保育所、幼稚園）

- 公立、私立保育園には、地域の保育センター（特に乳児）の役割を担ってもらう。
- 病院の待ち時間を利用しての交流・相談の場所・人の配置（子どもが遊べる、横たわれる、親が相談できるスペース。補助の人配置）
- 育児に必要な息抜きができ、子育てについて助言指導が得られる場所の提供
- 悩みを相談できる場所・人が点在するよう行政が拠点を作らなければならない。学校の利用を考えれば容易な事と思う。
- 徒歩圏内に気楽に育児相談や情報が得られる子育て支援機能を持った地域センターの整備
- 育児等の相談窓口の周知
- 地域に根ざしたつどいの広場事業に異世代との交流を導入

(エ) 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施

子育て支援事業の一元的把握、情報提供・相談・助言を行うコーディネートの役割の強化

保育サービスの総合的連絡・調整サービス（ケアマネジメント）の充実

情報提供と相談受付の充実

- ネットや携帯電話の活用
- 子ども家庭支援センターでの総合コーディネーターによる電話相談、子ども電話相談の実施
- ワンストップインフォメーションセンターの設置
- ストレス社会で心身に不具合が出る人が多い。気楽に相談ができる場所を区役所や児童相談所に設置。そこから医療機関への連携。

イ. 保育サービスの充実

待機児童の解消

- 保育園の増設

保育園施設の内外環境の整備

保育室の増設

- 学校、保育園、幼稚園などの空き教室の活用
- 会社内への設置の推進
- NPO と連携した事業所内保育所の推進

駅型グループ保育の充実

兄妹が同じ保育所に入所できるようにするなど、希望保育所に入所できるようにするための対策

年度途中の保育所入所問題の解決

保育園入所前の事前一般公開の実施

延長保育の充実

- 実施箇所の増
- 時間の延長

長時間保育に対する慎重な対応

休日保育の実施

夜間保育の実施

特定保育の実施

- 週数日または短時間の保育

保育所の民営化によるサービスの見直し

○ 協働、委託による保育サービスの活用
ウ.子育て支援のネットワークづくり
子育て情報が手軽に自由に入る状況の整備
○ インターネットによる子育て支援情報のネットワーク化
○ 子育てに悩んだときに援助できるあらゆる関係機関・人材が載った「子育てお助けブック」の配付
子育て支援ネットワークの構築
○ 児童館が地域ネットワーク会議を持ちはじめている現状を踏まえ、児童館長を呼びかけ人とする実行委員会形式のネットワーク会議の開催
○ 公・私・NPOの別なく、各地域の情報交換・研修や交流会（メッセ）等の実施
○ 練馬区全体と地域を結ぶ。行政との連携を。
○ 区の様々な組織や公・私、NPOの別を超え、関係者が協力して子育て支援のネットワークを築く。
○ 様々なネットワークを活用した本当の意味での情報交換、情報共有
エ.児童の健全育成
学齡児までの放課後事業の充実（学童保育や幼児を含めた子どもの居場所づくり）
親子が過ごせる多様な居場所づくりの推進
自然に囲まれた子どもたちの区内宿泊研修施設の整備
子どもの広場の時間外の有効活用として異世代の利用の導入を検討する。
放課後または休日の子どもの安全な居場所づくり
○ 遊び・学習を兼ね備えた交流と相談の場の確保
○ 空き教室等利用
○ 公園など自然の活用・外遊びのできるよう指導および安全の確保
○ 公共施設を利用した子どもの居場所づくりの推進
○ 学校以外の場所の確保
幼児が安心して遊べる居場所づくり
○ 幼稚園や小学校・公的機関の一角を遊び場に。（砂場、水遊び場、遊具の設置など）
中高生の居場所づくり
○ 身体を動かす場所・遊び場の必要性（中学校の開放）
○ 地域スポーツリーダーによるスポーツ指導等
○ 青少年館などの整備が必要。学校が統廃合になったときは、不登校児のフリーマインドスクールを含めた青少年施設に転用を。子ども達の要望に沿う施設とし、企画運営は高校・大学生などの若者にさせる。大人は、サポーターとして助言等を行う。
統廃合により使用しなくなった建物、施設、跡地を多地区共同保育園、学童クラブとして使用する。夜9時まで・日曜も親子で利用が出来る施設で、施設の中に幼児相談所、小児科等も併設し、総合安心子育て施設として確立していく。施設には、ボランティアを導入し、導入に際しては権利と義務の明示をする。
児童館、区民館等の充実
1 休日の開館、平日の開館時間の延長
2 地域ニーズに合わせた増設
3 利用年齢層の拡大
小・中学校を利用した子どもの居場所づくり
○ 校庭、体育館、教室の一層の開放
○ 中・高生に音楽教室を開放

○ 自然環境が少ない都会において、スペースのある学校の活用の推進
多様な体験活動の機会の提供
○ 公共施設を利用したアウトドア経験等
○ 地域の方の協力を得て絵画教室、料理教室等
区内の体育館で、月最低1度くらい全館子ども達が自由に使える日を作る。
学校施設の充実
1 屋上に生き物が育つような池のある庭園を作る。
2 屋上にミニプラネタリウムを。
ジュニアリーダー養成の充実。ジュニアリーダーの活動の場の拡大
小・中・高校生にイベントの企画、実行に参画させる。
児童館や遊び場を検討する際には、子どもの代表も参加させる。
地区育成委員会、学校開放運営委員会も様々な活動を行っているが、幼児・小学生対象の行事だけでなく、中・高生向けの事業があってもよいのでは。子ども達を企画委員として参加させるようにする。
地区育成委員会・学校開放運営委員会・PTA・町会・自治会・商店会など地域の関係団体の連携が必要。
学童児の時間外、学童対象外児の過ごし方と居場所問題の解決を。地域で見守りができないか。(児童館・地域区民館・広場等の施設の有効活用を。中高年者の活動は無理か)
子どもの遊び場の充実
○ 児童遊園などの砂場の管理・遊具の点検・管理
○ プレイパーク・冒険遊び場の設置
○ 小公園等遊び場の確保
○ 公園、遊び場、緑の確保
○ 使われていない児童公園の見直し
○ 子どもたちが自由にのびのびと安心して遊べる空き地や原っぱの確保
○ 幼稚園や小学校・公的機関の一角に幼児のための遊び場の確保
○ 車両侵入禁止措置による住宅街道路の遊び場としての確保
○ 公園にビオトープの設置
自立した大人になるための育成支援対策の充実
○ 引きこもり青少年の対策
事故を恐れるあまり、子どもたちの成長のための体験を規制しすぎていると思う。一方犯罪の手口まで事細かに、いつまでも報道し続ける姿勢にも疑問を感じる。それは、その犯罪を深く印象づけ、またそうした行動を誘発する元にもなっていると思う。

オ.その他

世代間の交流の推進

- 地域の高齢者との交流
- 様々な大人との出会いの機会の拡充
- 小学生と幼稚園・保育園児のふれあいの推進
- お泊り会や夕食会等、近隣でできる交流の推進

幼稚園の開放

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ア.子どもや母親の健康の確保

健康診査の充実
○ 4歳以降の幼児の検診の充実
訪問指導の充実
○ 定期的な妊婦・乳幼児家庭訪問の一層の充実
保健指導の充実
○ 父親、母親学級の更なる充実。出産育児のノウハウだけでなく、「母子関係の成立」の大切さなど、メンタル的なことも強調した内容での実施。
○ 両親学級の土曜日開催を。内容も育児時代全体を見通した、子育て先輩の話などさまざまな工夫を。
○ 「子育ては夫婦二人の共同作業」という認識の下、父親への積極的な参加を呼びかけ、子育ての重要性、責任の重さの浸透を図る。
○ 乳児、特に1か月に満たない乳児の保育についての教育
○ 出産および子育てには周囲の理解・配慮が必要。両親学級、祖父母学級の開催
出産準備教育や相談の場の提供等の充実
○ 安心して妊娠・出産できる体制
○ 妊娠初期の夫婦が喜びと自信を持って出産を迎えられる対策の実施
○ 妊娠時から懇切丁寧な出産や子育ての指導援助体制の実施（お役所とは感じられない雰囲気が必要。）
保育園、幼稚園等に入っていない子の健康の確保、増進
開業医と母子保健を中心としたセンター病院との連携で、安心して生める体制が必要。生んでよかったといわれる環境整備（人の関係を含む）が望まれる。
信頼と安心できる乳幼児健診や相談（多職種間のスクリーニングの充実、健診体制の見直し、ハイリスク時への対応）
予防接種の適切化
丈夫な歯対策
公共施設を利用した栄養相談、健康相談の実施（講演、調理実習等も取り入れ、年代別に行う。）
保健師の人材確保と他の機関との連携等
○ 現状では忙しすぎ。きめ細かな育児相談、対応のためにもひとりでも多く増員が必要。
○ 民生児童委員、主任児童委員との連携を考える。
○ 母子保健領域における保健師と保育士の連携。乳幼児健診での協同や健診後のフォローアップ体制等、保育施設や保育士または施設内の看護師の活用ができないか。
乳幼児の事故予防の啓発等
○ 乳幼児健診時等に家庭内での事故予防のための情報提供
○ 乳幼児の不慮の事故などをなくす対策
親の育児不安の解消等の支援体制の整備
○ 産後の母体に対するケアや母親に対するメンタルヘルスの充実
○ 母親の孤立を防ぐためにメンタルケアとしてのコミュニケーションを尊重した事業の実施
○ 心身ともに健康な母親となるための教育の実施
生活時間の乱れ
保健相談所・子ども家庭支援センターでの電話・PCによる相談の実施を
イ。「食育」の推進
望まれる食習慣の啓発、相談、情報提供等
○ 食の大切さの教育

- アレルギー、肥満、生活習慣病の子どもたちへの早急な対応
- 保健相談所・子ども家庭支援センターでの電話・PCによる相談の実施
- 育児ノートの活用
- 離乳食の重要性の啓発（食べさせ方を子育ての広場などで仲間から学ぶ。）

ウ．思春期保健対策の充実

性教育の充実

思春期の望まない妊娠・出産の防止

シンナー・覚せい剤・タバコの害等薬物の危険に対する教育、啓発

エ．小児医療の充実

小児救急医療、夜間休日医療体制の充実

- 小児科開業医の当番制による診療時間の拡大
- 休日や夜間に診療を受けられる小児医療体制の整備
- 小児科医師の確保

保健相談所の相談機能の充実

救急隊等と協力して、子どもへの心肺蘇生法の普及活動

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア．次代の親の育成

次代の親の育成についての教育、広報、啓発の充実

- 父性、母性の確立のための事業の実施
- 保育所を中学生の職場体験等で活用。（「育てられる時代に育てることを学ぶ」）
- 小中高生が保育園等で乳幼児とふれあう事業の実施
- 両親揃って子育てができるように就学時に男女とも家庭科を必修に。

イ．子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学校の環境教育に地域の人材活用を

豊かな心を育てる多様な体験学習等の推進

- 小中学生のボランティア活動の推進
- 就労を意識した教育の推進
- 中学生の特養ホーム、職場等への体験訪問の実施
- 幼児からのボランティア活動や環境教育の実施
- 情操教育として動物と触れ合う機会を増やす。
- 可能性を引き出すことを第一に考える。スポーツ、ボランティア、文化活動、国際交流など、何かにチャレンジする機会を子どもに与え、健やかな成長へと繋げる。
- 自然体験教育をさせて五感を刺激し、人間本来の感受性、生きていく力、相互に関わり合う必要性などを学ばせる。
- 幼児期から「命」について、真正面からしっかり捉えさせ、考えさせたい。
- 小中学校教育の中でのふれあい授業の実現。

非行等問題行動やいじめ・不登校への対応

- カウンセリングの充実
- 家庭・学校・地域等の連携
- スクールカウンセラーの育成・増員

不況の折、教育費に圧迫される家計を考慮し、余分な教材を個々に購入させない。
公立中学の教材費の格差など、学校説明会が不十分。もっときめ細かな配慮を求める。
小学校で越境を許し、小規模校に拍車をかける反面、何故公立中学で抽選を行うのか？
障害児を幼稚園で保育する場合、補助金の手続きを教育委員会の認定に変えてほしい。
幼児教育の充実
答えを教える教育から共に考える教育へ
ウ. 家庭や地域の教育力の向上
<p>家庭の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内における父親の存在感を高める。いい意味での父親の権威が必要。 ○ 子どもの年齢にふさわしい「お手伝い」をさせる運動の実施。 ○ 入学時健康診断や入学式などを利用して、親としての心構え、学校生活の送り方、家庭でのしつけなどについて、学校の教育目標と合わせて説明、協力を要請するなどの親教育の実施。 ○ 父親の存在の必要性を社会全体が意識する。
<p>地域の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 父親の育児参加を促し男の働き方の見直しにつながる父親の会の結成。地域の中の父親たちの存在を見直していく運動の実施。 ○ 大人自身の勉強会や相談事業の実施。 ○ 近所づきあいや親同士の交流を深め、自分の子どもだけでなく、よその子にも注意喚起ができるような昔ながらの生活を取り戻す。また、これらの活動に父親にも積極的に参加するよう呼びかける。 ○ 挨拶等、大人からの声かけを行い、地域の人々の暖かいまなざしでの見守り、多種多様な生活環境の子どもに対する偏見・批判等を取り除く。 ○ 公的な施設を利用して、子育ての知恵の世代間伝達ができるような交流の実施。 ○ 異世代の人達による子育て世代の見守り支援の実施。中高年のボランティアの導入など。 ○ 母親が気軽に参加できる、ボランティア活動・祭りなどのイベント開催。 ○ スポーツ、文化活動を通じた親同士の交流を行い孤立を防ぐ。
<p>子どもを対象とした事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学生対象の料理教室を開催。 ○ 世代間交流・文化伝承活動を通じて地域ぐるみで子育てを支援。 ○ 児童館、区民館、空き教室等で、高齢者が遊びや勉強を教える。 ○ 子どもの気持ちを受け止めることのできる大人が地域に居ることが必要。子どもが数多くの大人に触れ、大人も数多くの子どもに触れる。そんな活動が必要。小さいころから多様な世代や価値観に触れる経験が重要。 ○ 高齢者とのふれあいの機会を増やす事業の実施。 ○ 大人たちが何を考え、どのように自らの夢の実現のためにどのようにしているのかを見せる事業の実施。
<p>青少年育成の指導者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既成の青少年活動の枠にはまりたくない指導者の出番の創出。 ○ 次世代の指導者の育成に向け、青年層をサブリーダーに起用するシステムを造る。
<p>非行に対する地域の関わり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非行を未然に防ぐには、排除するのではなく、子どもへの理解が必要。
<p>総合型地域スポーツクラブ（SSC）や学校応援団などの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職教職員などの地域の人材を登用。

○ 地域、家庭、学校などが相互に連携し、社会全体で子どもの成長を見守る仕組みを構築。
学校を活用した事業の推進
○ 学校施設の活用の推進
○ 安心して遊べる校庭開放事業の充実
○ 学校が地域と触れ合う事業を推進することが重要。遊びを通しての教育の実践。これらを考えるための余裕ある教員配置。学校の人材バンクや応援団との連携が必要。
○ 校庭を利用し、町会、自治会、地域の方が協力して夏祭りを。地域の方や子どもたちの親がいろいろな店を出店し、地域みんなで祭りを盛り上げる。
子どもたちが将来に夢を持ち、将来に思いをいたすことのできる施策の実施。

エ. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害図書・携帯・マスコミ等に規制を
子ども達に有害と思われる本・映画・インターネット上の様々なことに対して規制を。マスコミ関係者にも規制・要望を。
大人の倫理観と家庭のしつけ（俗悪番組・雑誌、買春行為等の締め出し、家庭では深夜番組は見せないなどの指導を）

4. 子育てを支援する生活環境の整備

ア. 良質な住宅の確保

母子家庭・父子家庭・生活が大変な若い夫婦に、安くて質の良い住宅をあっせんする。
子育て家庭に家賃補助などによる経済的支援
乳幼児がいても気持ちよく民間のアパートが賃貸できるように働きかけられたい。
学童期になると、子供の心の成長や勉強のためにも子供部屋がある事が望ましい。学童期に快く住宅が得られるような配慮が推進されるとありがたい。学童期だけでも、広い住宅を賃貸できるように公社等に協力を仰ぐ。
子育てを支援する居住環境の整備を。子どもたちが巣立ってしまった都営などに一人暮らしの高齢者が多く居住しているが見直せないものか。
2世帯・3世代家族が住める住宅建設を促進する助成政策の実施
地域としての整備の視点がより重要だ。立ち話ができる路地、小さな広場など、地域住民の結びつきにつながるものは、結果的に安全安心のまち、子育て世帯にやさしいまちにつながるのではないか。住民同士の顔が見えるまちづくりを進めてもらいたい。

イ. 良好な居住環境の確保

自然環境を重視した居住環境：陽光、昼夜明暗リズム、新鮮な空気、環境の静かさ
道路や公園などを含めた住環境の整備
子ども家庭向きの住宅建設の推進。
3階以上には、スロープやエレベーターの設置を義務づけを。世代交流のできる中規模住宅の建設。
100世帯以上の集合住宅には、専用のプレイルーム（子育て広場・高齢者の憩いの広場など）の設置。
シックハウスの心配のない、住宅づくり。

ウ. 安全な道路交通環境の整備

子ども、子育て家庭にやさしい道路交通環境の整備
○ 歩道の設置
○ 歩道上の電柱の撤去
○ 渋滞に伴う生活道路の安易な通り抜けの禁止。通り抜けマップ出版元への検討の要請
○ 歩道の防護柵の再検討

- 横丁の狭い道路の交通規制を復活させ、家の近くの安全な遊ぶ場としての確保
- 余裕を持った歩道、自転車道の整備（両面通行を見直し、一方通行化により、歩道、自転車道の空間を確保）
- ガードレールの設置
- 幼児や障害者の目で見えた安全な道の舗装

エ. 安心して外出できる環境の整備

子育てが楽しいまちづくりの推進

- 商店街の一角に子育てママが一休みできる場所を作る
- 公共空間に休憩できるスポットを作る（歩道にベンチやポケットパークなど）

遊び場（考えられた公園）

公共施設、交通機関等のバリアフリー化

- ユニバーサルデザインの導入
- すべての駅へのエレベーター・エスカレーターの設置
- 歩道橋のバリアフリー化

練馬文化センターに親子鑑賞の専用ブースを設ける。（ガラス張りの、映写室あたりの位置に）

子育て親育てを地域として支援するための助け合いのネットワークが必要である。そのために生活環境では「子育てバリアフリー」の推進や地域の特性や住民の期待に対応する多様な拠点作りが必要。

子育て家庭にやさしいトイレ等の整備

- 駅、公共施設やスーパー等のトイレ内にベビーシート、オムツ交換台などの設置。（男子トイレにもオムツ交換台の設置が望まれる。）
- 練馬区役所内に授乳コーナーがあるが、ただ設けるだけではないふさわしい環境の整備。（例えばソファを置くなど）

通所施設・図書館・児童館・ひろばなどの施設が利用しやすいようにミニバスの運行を。

オ. 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪に巻き込まれないようなまちづくりの推進

住宅街の街路灯の充実

通学路や青少年館などの青少年が使う施設への公衆電話の設置

目の行き届いた公園の整備

- 植栽、樹木などの手入れの充実
- 小さな広場の見直し

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

多様な働き方の推進

- 多様な働き方や子育て家庭への支援についての事業所・管理者等への啓発
- 変形労働時間制、フレックス勤務、タイムシェアリング、テレワーク（在宅勤務）などの導入を社会全体で推進（子育てや家族について重点を置いた働き方の推進）
- 雇用形態による待遇やポストの差をなくし、子育てや介護など家庭の事情に合わせて勤務形態を選択できる仕組みの検討
- 男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスが取れた生き方ができるよう、国等に働きかける必要がある。

子育て家庭への仕事の斡旋の充実

- 仕事を提供する側、仕事の提供を請けたい側が、それぞれ登録しておく。区役所等で掲示し、各出張所でパソコンでも検索ができるようにする。

<p>技能取得のための講座等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手に何の技術も持たない人のために、実費程度の費用で受けられる各種技術取得のための講座の開設。 ○ e-learning の導入 ○ 若年層の失業・フリーター化への支援
<p>育児休業取得のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会全体が、子育てを暖かく支援していけるようなやさしさと思いやりを持って欲しい。行政全体がやさしさと思いやりを持てる施策を実施して欲しい。
<p>子育てへの男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て講習会など夫婦揃って参加できる日程の設定
<p>サマータイム制を導入すれば、朝の通勤は早くなり、当然退社も早くなる。父親の帰宅も明るい内になることもあり、子どもと外での遊びに付き合うことも可能になる。生活のあり方を根本的に考え直すきっかけにもなる。</p>

イ. 仕事と子育ての両立の推進

<p>育児休業取得に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業を取りやすくするための法制度の整備 ○ 産前産後および母親の育児休業の場合は、父親の育児休業取得を義務化 ○ 育児休業中の給付金（現在4割）の増額と、期間（現在、産後8週以降～満1歳まで）の延長 ○ 育児休業制度の取得率の男女別目標値の設定 ○ 事業所への啓発活動の推進 ○ 官民協働による子育て支援サービスの充実 ○ 制度をしっかりと利用することの出来る環境づくり ○ 専業主婦出産時における父親への育児休業の適用 ○ 企業への奨励金等補助の検討 ○ 中小零細企業に対する育児補助制度の確立
<p>育児休業以外の休暇等の取得に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夫や妻の介護（病気）休暇の改善 ○ 一定規模の企業にあっては、生後3歳までは希望で、育児時間を取得できる体制の整備。
<p>両立に向けた事業主の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業内に経営者に対し必要な提言のできる権限のある職員を配置し、職員の健康管理と子育て支援・家族支援の相談と教育などの窓口を設置し取組を強める。 ○ 事業所の健康管理者（医師、看護職）の企業内子育て支援の役割の強化。育児相談、管理者・社員への教育

6. 子ども等の安全の確保

ア. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

<p>交通安全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察・自転車組合等の協力を得て自転車安全教室など交通安全教育の実施（子どもたちが楽しんで参加できるように配慮も必要） ○ 自転車の免許制の検討 ○ ドライバー達への安全運転の一層の啓発と取締りの強化 ○ 乳幼児連れを見たら、自転車からおりて通過するなど、マナーの啓蒙活動の充実
--

イ. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪等の予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標語などを掲示して、「みんなで気をつけている」ということを発信して、啓蒙活動を。 ○ 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施 ○ 自分の生命は自分で守り、安全は自分でつかみとる生きる力の醸成 ○ 子どもたちの行動をマップに反映し、地域全体で子どもを見守る。 ○ 弱者を保護する徹底した防犯体制作りの推進 ○ 子どもは成長するにしたがって行動半径は格段に広がり、危険性は加速度的に増える。大人同士の連携プレーが必要。地域の力の結集を図ることが大切。 ○ 消費者取引トラブルへの対応策の充実 ○ パチンコ店は駐車場専用の警備員を配置し、乳幼児が車に放置されていないか、見回りをすることを、夏場だけでもいいから、義務化する。
犯罪等に関する情報の提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事件を職場等にいてもすぐに知ることができる事業の実施 ○ 犯罪や不審者に関する情報等は、区立、私立の範囲を越えて発信するべきである。
学校関係者やボランティア等と連携したパトロール活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察官のOB等をリーダーにした定年後の人々でグループを組織して地域パトロール等を実施する。 ○ 地域安全ネットワーク体制の確保 ○ 地域の方々との連携の確保 ○ 学校安全安心ボランティアと子どもたちを結びつけて、子どもの顔見知りを作ることが、子どもの安全のために有効だ。 ○ 警察の安全教室には、ボランティアで子どもとつながりを持った地域の人たちも参加できるようにする。
緊急避難場所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害に遭いそうになったら、どこの家にも助けを求められる体制を確保する。警察や学校が地域の回覧板を通して住民に依頼する。そのためには、日頃から、地域の連携が必要。 ○ いつでもどこでも、子どもがSOSを出せる体制の確保。 ○ ひまわり110番をネットワーク化し、機能の充実を図る。 ○ 「ひまわり110番」を配られた家や、店の人たちに、最低限の対処方法と共通認識を、警察や区がきちんと示すべきだ。
ウ.被害に遭った子どもの保護の推進	
子どもと保護者の精神的ダメージを軽減するため、メンタルケアが必要。スクールカウンセラーだけでなく、周囲の大人が咎めるのではなく、じっくりと心のうちを聞く支援の実施が必要。	
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	
ア.児童虐待防止対策の充実	
児童虐待の発生予防推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止法（虐待が疑われる時も通報するなど地域住民への見守り姿勢を促す。）の住民への浸透と理解を深めるための講習会等の開催。 ○ 日頃から隣近所地域のつながりが大切 ○ 虐待問題の啓発活動の徹底 ○ 児童虐待を未然に防ぐための関係機関との連携強化 ○ 大人自身の勉強会および相談事業が必要 ○ 「地域で子育て」の考え方を普及させ、子どもを大切に作る地域を作る。

- 保健所が中心的役割を果たしている虐待の有無・親の育児不安チェック・虐待予防などの活動を、専門家（子どもの）のいる保育園・幼稚園・学校（養護教諭）・児童館でも広く行われる必要がある。と同時に、そうしたところで「子育てなんでも相談」がいつでも受けられるよう門戸を開く。
- 小学校、児童館を拠点とした顔の見える人間関係のネットワークを活用し、交代で声かけ、安否確認などしながら地域で見守りをしていく。重篤な場合を除き、みんなで連携し、フォローしていけるよう地域の力を強化していく。
- 虐待のハイリスク者の把握と支援
- 児童虐待の予防、早期発見のためには、地域でお互いに助け合い、見守り合う力を高めることが必要である。地域社会の子育て力を回復するためには、何らかの行政の橋渡しが必要である。

児童虐待の早期発見、早期対応の推進

- 虐待を発見したときは、児童相談所に報告する義務がある。このことを知らない人が多い。区報等での周知の推進。
- 特に、学級担当、養護、校医の先生方の虐待問題に対する理解と通告義務の再認識を。
- 児童相談所・警察が介入し、親から離すことができるような法改正を。
- 虐待をした親が罰せられるような法改正を。
- 学齢期の子どもの虐待問題を、子ども自らが相談できる窓口「子どもライフライン」電話相談室をつくり、民間・NPO・任意団体の協力も得て、夜間も（夜間こそ）活動する。
- 親からの一時分離が必要
- スポーツ、文化活動を通じた親同士の交流を行い孤立を防ぐ。

虐待を受けた児童、虐待をする保護者への保護、支援の推進

- 虐待を受けた児童のメンタル面の万全のケア体制を整えることが必要。
- 「しつけ」と称し虐待を繰り返す親へのカウンセリングも必要。
- 子どもと同時に、親の自立プログラムもつくり、支援システムを確立する。
- 親に戻しても大丈夫となるまでに、子どもを預かる「子どもシェルター」の設立を
- 要保護児童の発見と支援の地域のネットワークをつくる。
- 親の見守りと指導の実施
- 緊急一時保育の取組（すべてが解消できる対策を、送迎、昼食問題）

虐待防止マニュアルの充実と推進組織の充実

- マニュアルは、事例の救済に働いてこそ意味がある。「子ども支援室」のように全庁的に連絡が取り合え、しかも即決できるものをつくる。
- 教育相談室の拡充
- 開館時間の延長に伴い、必要な部署は10時まで受け付けられるようにする。

イ．母子家庭等の自立支援の推進

子育てや生活支援の充実

- 日常生活への総合的な支援の充実

就業支援の充実

- 自立のための資格取得の援助
- 就業への総合的な支援の充実

経済的支援の充実

- 母子家庭で幼児を抱え働けない場合の生活保護費の援助
- 病時保育は、居宅派遣の場合、経済的負担が大きい。ひとり親や所得の低い家庭への経済的支援が必要。児童手当や企業の拠出による新たな基金などによる対応。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人親家庭には、「ホームヘルプサービス」もさることながら、状況に応じて生活費の一部援助を。
<p>生活支援施設（母子寮）の増設。緊急性を考えると、現在の「陽だまり荘」だけでは不十分。いざというときの受入れがいつでもできるように、増設または拡充を。</p>
<p>住宅環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅への優先入所
<p>父子家庭に対する施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の父子家庭の増加に対する支援内容の検討（働き方の見直し等） ○ 公的制度の利用促進・広報活動の充実 ○ 父子家庭問題に取り組む窓口が必要。（子の保育・教育・生活相談・就労相談など）
<p>ウ．障害児施策の充実</p>
<p>障害の原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病や障害を早期に発見し、適切な時期に適切な医療や療育につながるシステムの整備 ○ 専門的な支援が必要とされている親への支援
<p>障害児の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・福祉・医療における支援体制の一層の充実 ○ 社会参加が出来る技術の取得に向けた講座の充実。企業への雇用の働きかけ ○ 精神科医・心理相談員を充実し、相談窓口の開設や定期的な巡回相談の実施 ○ 障害を持った子、またその家族への支援体制の充実（相談・助言・支援センター）
<p>障害児教育の充実、社会的に行われなければ意味をなさない。特別支援教育を見据えて、地域社会自体の認知を図る必要がある。そのためには、図書館等に障害に関する資料や本を備えて欲しい。</p>
<p>発達障害児に対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所に発達障害に関するベテラン保健師を配置されたい。 ○ 障害児の保護者へのメンタルケアおよび福祉支援、税制上の支援への道筋を相談できる窓口の一本化。 ○ 支援の際には、福祉、教育、保健・医療、労働を担当する部局等の緊密な連携が必要だ。 ○ ボーダーライン児を含めて、より早い段階での診断の奨め、療育が望ましい。 ○ 保健所が連携の要としての役割が果たせないのであれば、早急に支援体制を確立する必要がある。 ○ 発達障害は、社会理解が低く、医療機関も少なく、障害者福祉サービスも受けられないなど福祉の対象外である。対策が立ち遅れている現状をサポートし、現況で一番いい支援方法を示唆できる支援コーディネーターを地域に数名配置する。 ○ 小学校では4学級ある通級制度が、中学生以降は何もない。思春期にあたる中学生から成人まで、支援が必要。 ○ 公立中学では、発達障害児の進路相談までは配慮されない。特別支援教育が、誕生から就労までの支援であるならば、思春期以降の進学問題をさけては通れない。進路相談窓口を整備し、学校と協力した進路指導が必要。また区では対応できなければ、自閉症協会などのNPO法人に任せてはどうか。そこでは、さまざまな講座や社会訓練、思春期以降の子供の精神的自立を目的にしたサークル活動や母親のメンタルケアのための催事は随時開催されている。今ある既存の団体に加盟する事は、少ない予算でも、すぐに対応できると思う。 ○ 手帳のない軽度発達障害児には、学校にも家庭にも対処できる専門の研修を積んだ支援員が必要だ。保護者の中には自分の子供以外には、冷静に対処できる人も多い。そういった経験豊富な人材を無駄にせず、発達障害児のための子育て支援セミナーを催し、臨時加配など学校現場や家庭に派遣し、大勢の手で子どもを育てる、社会で支援する態勢を望む。これらの人材は、これから施行される特別支援教育導入に欠かせない存在になりえると思う。
<p>障害児保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅障害児への対策

<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所施設の整備拡充 ○ 母親へのケア ○ 障害児を預かるショートステイ制度の充実
<p>人と交わることが難しい子どもの場合、美術や工作、動物飼育など、他方からの刺激を意図的につくり、体験を通じた経験を積んでほしい。</p>
<p>都は、モデル地区で特別支援教育体制の研究、検証を開始しているが、小学校未就学の子どもについては情報さえも与えられていない。小学校で制度の改革を行うのであれば、幼稚園、保育所等も今から対策の必要があるにもかかわらず、情報が与えられていない。このような連絡、連携体制の欠如の改善が必要だ。</p>
<p>要保護児童にはそれぞれの状況に合ったきめ細かな対応はもちろん必要だが、もう一方でそうした要保護児童を社会の一員としてどう地域が受け止めてゆくかということが真剣に考えられるべきだ。</p>
<p>障害児教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養護学校等の入学希望者の全員入学

8. 策定指針にない事項

ア. 子育て家庭や民間事業者等に対する経済的支援

<p>子育て家庭に対する経済的支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当の充実 ○ 子どもの人数による児童手当の増額 ○ 家庭で子育てする世帯への子育て手当の支給 ○ 子どもが生まれるごとに、「お祝い金」として育児補助金を支給 ○ 医療費の負担軽減 ○ 出産費用を、国民年金積立者なら無条件、無利子で貸出しする等の抜本的支援策の検討 ○ 教育費の負担軽減 ○ 教育資金の助成・貸出し ○ 教育費（特に高等教育）の負担軽減 ○ 子育て支援を利用する際の一定の公費負担 ○ 認証保育所・無認可保育所の保育料利用者負担増に対する対応 ○ ひろば利用者の負担金問題に対する対応
<p>民間事業者、子育て支援団体等に対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援団体への補助金の支出 ○ 教室や空き店舗利用の公募は、広く区民に行い、起業した際はコーディネーター人件費と事務所家賃などの事務費の助成は必要。 ○ 託児所へのさらなる税制優遇や子どもの急病時における病院・診療所への受入れ体制など、多方面でのサポートと公的支援が必要。

イ. その他

<p>次世代育成支援行動計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な計画なので、焦点を絞って検討する。 ○ 生活圏内ごと（地区または学区等）の話し合いと計画立案が位置づけやすいのではないかと。
<p>協議会の今後のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行動計画策定後も引き続き恒常的な組織として活動していく。
<p>次世代育成支援の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援であると同時に協働（親も子ども主体的にかかわれる支援）である。

- 次世代育成支援は、連携、協働、ともにという考えが重要だ。
- 子育ては社会がともに行うという意識が必要だ。
- 子どもとともに未来の地域社会を考えることが必要だ。

「子どもを生みたい、育てたい」という気持ちに当事者がなれる環境づくりが必要。

地域等の温かい目。すべてを親のせいにされない。そのためのさまざまな公・私の支援システムの存在。安心できる人間関係。

婚姻関係にある男女が子どもを生む、生まないの自由裁量が保証される事。

幼保一元化等にみられるような縦割り行政の見直しを。

協議会で論議する内容

- この会議のテーマが「少子化対策（＝出生率の上昇）」なのか、「子育て支援（今の子どもたちが次世代を担う人として育つ環境の整備）」なのか。この協議会では、今、子どもを育てている世代が安心して子育てをできる社会、青少年が未来に希望を持ち次世代を担う力を身につけることのできる社会、そして子どもを持つこと持たないことが差別にならない、社会的な負い目にならない社会のあり方を論議したい。

子育ての時期が過ぎた時に、「母親に自分の時間を与える」社会的な仕組みづくりを考えてみる必要がある。

練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

平成 15 年 11 月 14 日

練児子発第 647 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるにあたり、総合的見地から検討を行うため、練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、行動計画策定指針（平成 15 年 8 月 22 日国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号。以下「指針」という。）に即して練馬区における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等についての施策を総合的に検討し、計画案としてまとめ区長に報告する。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、助役とする。
- 3 副委員長は、教育長とする。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にあるものをもってあてる。

(運営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、主宰することとし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

- 2 委員長および副委員長に事故があるときは、児童青少年部長が委員長の職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

(幹事)

第 5 条 委員会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表 2 に掲げる職にあるものとする。
- 3 幹事は、委員会の所掌事項について、委員会委員を補佐する。
- 4 幹事長は、児童青少年部長の職にあるものとする。

(専門部会)

第 6 条 委員会の下に、次の専門部会を置く。

- (1) 子育て支援・保育サービス部会
- (2) 母子保健部会
- (3) 教育環境部会
- (4) 生活環境部会
- (5) 職業・家庭両立部会
- (6) 児童安全部会
- (7) 要保護児童部会

(専門部会の目的)

第7条 専門部会は、つぎの各号に掲げる事項の検討を行い、委員会における計画案策定のための素案を作成する。

- (1) 子育て支援・保育サービス部会
地域における子育ての支援、保育サービスに関すること。
- (2) 母子保健部会
母性ならびに乳児および幼児等の健康の確保および増進に関すること。
- (3) 教育環境部会
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に関すること。
- (4) 生活環境部会
子育てを支援する生活環境の整備に関すること。
- (5) 職業・家庭両立部会
職業生活と家庭生活との両立の推進に関すること。
- (6) 児童安全部会
子ども等の安全の確保に関すること。
- (7) 要保護児童部会
要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進に関すること。

(専門部会の構成)

第8条 各専門部会は、正副部会長および部会員をもって構成する。

- 2 正副部会長および部会員は、別表3から別表9に掲げる職にあるものをあてる。
- 3 専門部会は、部会長が招集し、主宰することとし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 4 部会長は、必要に応じて作業チームを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、児童青少年部子育て支援課において処理する。

- 2 各専門部会の庶務は、別表3から別表9に掲げる課が処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は委員長が、専門部会の運営等に必要な事項は部会長が別に定める。

付 則 (平成15年11月14日練児子発第647号)

この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

付 則 (平成16年4月1日練児子発第54号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委 員
企画部長、危機管理室長、総務部長、区民部長、産業経済部長、保健福祉部長、練馬区保健所長、児童青少年部長、都市整備部長、土木部長、学校教育部長、生涯学習部長

別表2 (第5条関係)

幹 事
企画課長、財政課長、人権・男女共同参画課長、安全・安心担当課長、地域振興課長、経済課長、商工観光課長、保健福祉部管理課長、障害者課長、障害者施設課長、総合福祉事務所長(母子福祉担当)、予防課長、保健相談所長(母子保健担当)、子育て支援課長、保育課長、青少年課長、都市計画課長、住宅課長、交通企画担当課長、建築調整課長、建設課長、交通安全課長、公園緑地課長、学校教育部庶務課長、新しい学校づくり担当課長、指導室長、学務課長、保健給食課長、総合教育センター所長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、光が丘図書館長

別表3 (第8条関係)

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部 会 員
子育て支援・ 保育サービス	正：子育て支援課長 副：保育課長 〈子育て支援課〉	地域振興課 管理係長、地区区民館長 子育て支援課 子ども育成係長、子ども家庭支援センター所長 保育課 管理係長、保育助成係長、入園相談係長、保育園長 青少年課 青少年係長、育成活動係長 新しい学校づくり担当課 学校応援団推進主査 指導室 指導主事 学務課 学事係長、就学相談係長 生涯学習課 生涯学習主査、青少年館長

別表4 (第8条関係)

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部 会 員
母子保健	正：予防課長 副：保健相談所長 (母子保健担当) 〈予防課〉	予防課 医療主査、栄養指導係長、保健指導主査 保健相談所 地域保健係長(母子保健担当) 保育課 栄養指導主査 保健給食課 学校保健係長、学校給食係長

別表5 (第8条関係)

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部 会 員
教育環境	正：学校教育部 庶務課長 副：生涯学習課長 〈学校教育部庶務課〉	子育て支援課 児童館長 青少年課 青少年係長、育成活動係長 学校教育部庶務課 庶務係長 新しい学校づくり担当課 学校応援団推進主査 指導室 指導主事 学務課 学事係長、就学相談係長 総合教育センター 研究相談係長 生涯学習課 学び支援係長、生涯学習主査 スポーツ振興課 スポーツ振興主査 光が丘図書館 管理係長

別表6 (第8条関係)

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部 会 員
生活環境	正：都市計画課長 副：建設課長 〈都市計画課〉	保健福祉部管理課 民生支援係長 都市計画課 庶務係長、都市計画主査 住宅課 住宅係長 建築調整課 宅地開発係長、福祉のまちづくり主査 交通企画担当課 交通企画主査 交通安全課 安全対策係長 建設課 建設係長 公園緑地課 計画係長

別表7 (第8条関係)

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部 会 員
職業・ 家庭両立	正：人権・男女共同 参画課長 副：経済課長 〈人権・男女共同 参画課〉	人権・男女共同参画課 男女共同参画主査 経済課 庶務係長、勤労福祉会館長 商工観光課 計画調整主査 子育て支援課 子ども家庭支援センター所長

別表8 (第8条関係)

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部 会 員
児童安全	正：青少年課長 副：交通安全課長 〈青少年課〉	安全・安心担当課 安全・安心主査 子育て支援課 児童館長 保育課 保育所係長、保育助成係長、保育園長 青少年課 青少年係長 交通安全課 安全対策係長 学務課 学事係長 指導室 指導主事

別表9 (第8条関係)

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部 会 員
要保護児童	正：子育て支援課長 副：保健福祉部管理課長 〈子育て支援課〉	子育て支援課 児童館長、子ども家庭支援センター所長 保育課 保育所係長、指導係長、保育園長 保健福祉部管理課 民生支援係長 障害者課 事業計画係長、計画推進主査 障害者施設課 管理係長 総合福祉事務所（母子福祉担当）相談係長、障害者支援係長、知的障害者主査 保健相談所 地域保健係長（母子保健担当） 学務課 就学相談係長 指導室 指導主事 総合教育センター 研究相談係長

練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会検討経過

次世代育成支援対策行動計画庁内説明会

- 1 日 時 平成 15 年 9 月 12 日（金）午後 1 時から午後 3 時
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 8 階 第 6 委員会室
- 3 議 題

- (1) 次世代育成支援対策推進法等について
 - ①次世代育成支援対策推進法
 - ②児童福祉法の一部を改正する法律
 - ③少子化社会対策基本法
- (2) 行動計画策定指針
 - ①行動計画策定指針
 - ②行動計画策定に当たっての留意事項
 - ③次世代育成支援に関する当面の取組方針における国土交通省関係施策の概要
 - ④母子保健関連
 - ⑤保育計画関連
- (3) 行動計画策定スケジュール
- (4) 行動計画策定体制
- (5) ニーズ調査について
- (6) その他

第 1 回策定委員会

- 1 日 時 平成 15 年 12 月 25 日（木）午後 3 時～5 時
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎 20 階交流会場
- 3 議 題

- (1) 練馬区次世代育成支援行動計画策定の基本方針
- (2) 策定スケジュール
- (3) 行動計画策定のためのニーズ調査について
- (4) その他

第 2 回策定委員会

- 1 日 時 平成 16 年 5 月 31 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎 1902 会議室
- 3 議 題

審議事項

- (1) 次世代育成支援行動計画策定要領について

報告事項

- (1) 練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱について
- (2) 練馬区次世代育成支援対策協議会設置要綱について
- (3) 練馬区子ども家庭支援計画達成状況について
- (4) 行動計画策定に係るニーズ調査の結果について

(5) その他

第3回策定委員会

- 1 日 時 平成16年12月1日(水) 午前11時～正午
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎1902会議室
- 3 議 題

審議事項

- (1) 次世代育成支援行動計画素案(案)について
- (2) 今後のスケジュールについて

報告事項

- (1) 練馬区次世代育成支援対策協議会の意見について
- (2) その他

第4回策定委員会

- 1 日 時 平成17年3月7日(月) 午前8時45分～午前10時
- 2 場 所 本庁舎7階 防災会議室
- 3 議 題

審議事項

- (1) 練馬区次世代育成支援行動計画(素案)の修正について

報告事項

- (1) その他

幹事会、専門部会、正副専門部会長会議、事務局会議については、随時開催。